

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

インターネット通販で 代金を支払ったけど... そのサイト大丈夫?



事例 インターネット通販サイトで商品を購入し代金を支払ったが、偽物が届いた! 事業者にもメールで連絡しても返信がなく、不審に思いサイトを確認すると、住所や電話番号が書かれていない。返金して欲しい。



詐欺的な悪質通販サイトかも!? ポイントを押さえて賢く見分けよう!

◆悪質通販サイトの特徴

1. 連絡手段がEメールしかない。



2. 正規販売店の販売価格より極端に安い。

3. 不自然な日本語標記がある。



4. 代金前払いに限定している。

- 支払方法が銀行振込みのみ、クレジットカード利用不可
- 振込口座名義人が個人名 (外国人名が多い)



◆支払ってしまったら!

銀行口座へ振込んだ場合は、お住まいの地域を管轄する警察で被害届の提出等を相談し、代金を振込んだ銀行へ事業者の銀行口座の凍結を依頼しましょう。

クレジットカードによる支払いの場合は書面等を揃え、できるだけ早くクレジット会社に相談しましょう。

◆困った時は消費生活相談 窓口へ相談しましょう。



悪質な海外ウェブサイト一覧 (消費者庁)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

冬は特にご注意ください!

ノロウイルス

による

食中毒



食中毒は夏だけではありません。
ウイルスによる食中毒は、冬に多発しています!

ノロウイルス食中毒の
発生時期別の件数(年間)

その他の月
34%

11~2月
66%

※出典：食中毒統計(平成24~28年の平均。
病因物質が判明している食中毒に限る)



ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

1 手洗い

- トイレに行った後や、料理の前は特に念入りに!
- 汚れの残りやすい爪の間や手首に注意!



2 消毒

- 調理道具は洗剤等でしっかり洗浄!
- 加熱消毒は、熱湯(85℃以上)で1分以上!



知っておきたい 消費生活のキーワード



個人間取引



フリマアプリやネットオークションなど、事業者と個人間ではなく、個人同士の契約のことを個人間取引と言います。売買契約は出品者と購入者との間で直接成立し、運営会社は当事者になりません。トラブルが起きた場合は自己責任となるリスクがありますので、利用する場合は注意しましょう。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しよう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506